

離婚の成否、チェックシート

～あなたの場合、離婚ができるか、離婚に応じなくても済むかの参考にしてみてください～

A 離婚しやすくなる事情

- 離婚自体については相手と合意ができている
- 別居期間が3年を超える
- 未成年の子がいない
- 未成年の子がいるが、親権は相手に譲るつもりである
- 未成年の子の親権を譲った場合、養育費もきちんと支払うつもりである
- 未成年の子の親権を譲った場合、面会方法については相手と落ち着いて協議できる
- 分与すべき財産がない
- 分与すべき財産があるが、相手に譲るつもりである
- こちらに不貞行為はない
- こちらに不貞行為はあるが、慰謝料を支払うつもりである
- 相手が不貞行為をしている
- 相手からのDVがある
- 相手からのモラハラがある
- 住宅ローンの支払は残っていない
- 住宅ローンの支払は残っているが、自分が住み、自分が完済するつもりである
- その他、離婚成立に支障を来す事情がない

B 離婚しにくくなる事情

- 離婚自体について、相手と合意ができていない(もしくは離婚の話すらできていない)
- 別居していないもしくは別居期間が短い
- 未成年の子がいて、親権を双方が主張している
- 未成年の子がいて、親権を相手に譲るつもりであるが、養育費の支払いには応じたくない
- 親権を取得した場合、養育費の額についてしっかり取り決めたい
- 親権を取得した場合、面会を認めたくない(仮に認めるとしても限定的にしたい)
- 分与すべき財産がいろいろある
- 財産分与についてはしっかりと分けたい
- こちらが不貞行為をしている(していた)
- こちらがDVをしている
- こちらがモラハラをしている
- 住宅ローンの支払が残っている
- その他、離婚成立に支障を来す事情がある

・離婚を希望する方→Bにたくさんチェックがつくが、Aにあまりチェックがつかない場合、お早目にご相談ください。対策はありますのでご助言いたします。

・離婚を希望しない方(相手から離婚を突き付けられた方)→Aにたくさんチェックがつくが、Bにあまりチェックがつかない場合、お早目にご相談ください。対策はありますのでご助言いたします。

- * 別居期間は長ければ長いほど離婚に有利と言われていきます
- * 親権に争いがあるケースでは、離婚までに長期間を要することが多いです
- * 養育費は、双方の収入や子の数、年齢等により算定される裁判所の基準が広く採用されています
- * 面会交流の条件は、離婚条件取決めの際の必須項目ではありませんが、面会についてのお互いの考えに大きな隔たりがあると、離婚自体の成立に大きな影響を及ぼします
- * 財産分与については、双方の預貯金、不動産、子名義の預貯金、双方の保険、双方の退職金等をすべて洗い直す必要があります
- * 不倫があればそれ自体が民法上の離婚原因となります
- * 不倫をした方からの離婚請求は有責配偶者からの離婚請求と言われ、離婚成立のハードルが高くなります